

別記1 平常の変動幅の設定方法

1 共通事項

測定値は、統計処理した結果が正規分布ではないことから、過去の一定期間における最小値と最大値の範囲を平常の変動幅とする。

ただし、平常の変動幅の設定にあたっては、次の点を考慮する。

- ・自然条件以外の原因で平常の変動幅を外れた特異的な測定値は対象データから除くこととする。
- ・測定環境の変化等（測定地点周辺の環境の変化、測定器の更新等）に伴い、測定値に有意な変化が生じた場合には、必要に応じて変化前の測定値を合理的な方法により補正して求めた値を対象データとする。

なお、全ての測定対象について平常の変動幅を設定するが、過去の測定が規定した期間に満たない場合は「過去の値」と表記することとする。

2 空間放射線量、大気中浮遊塵の放射能（連続測定）及び放水口モニタ

空間放射線量、大気浮遊塵の放射能（連続測定）及び放水口モニタに係る平常の変動幅を設定するための対象期間は、過去5年間とする。

なお、測定地点ごとに自然放射性核種の変動状況が異なることから、測定地点ごとに平常の変動幅を設定することとする。

3 環境試料中の放射能（大気中浮遊塵の放射能（連続測定）を除く。）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とする東京電力㈱福島第一原子力発電所事故（以下「東電事故」という。）では、環境中に放射性物質が多く放出され、本技術会の対象地域もその影響を受けることとなった。

空間放射線量とは異なり、環境試料中の放射能の測定結果は、現在も東電事故の影響が残存していることを示唆するものとなっている。

このことから、環境試料中の放射能（大気中浮遊塵の放射能（連続測定）を除く。）については、東電事故以前の測定値を基に、試料の種類ごとに平常の変動幅を設定することとし、その対象期間を東電事故以前の5年間とする。

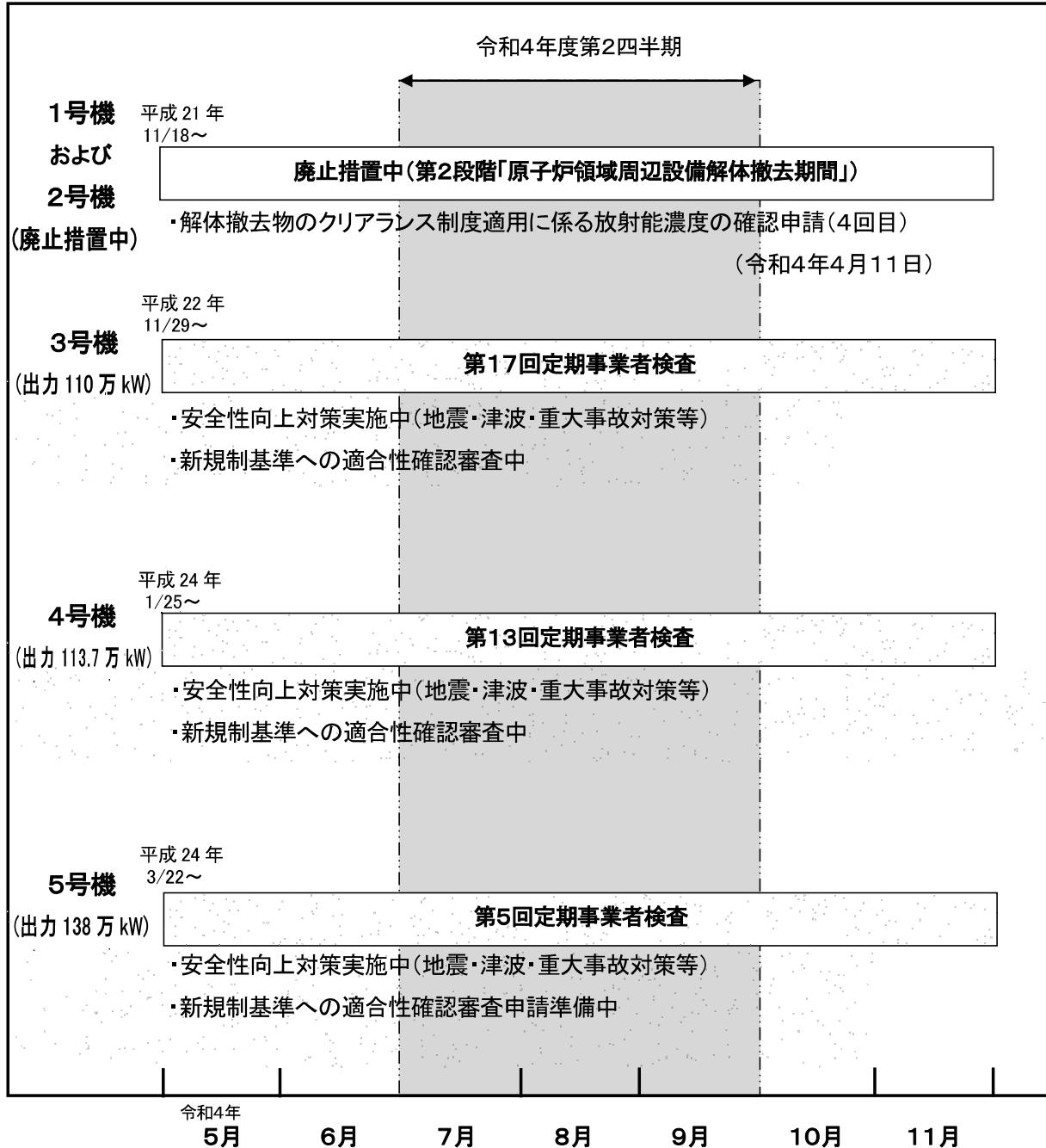
なお、試料の種類が同一であっても、性状等が明らかに異なる場合は、それらを分けて設定することとする。

また、東電事故以降の測定値の最小値と最大値の範囲を「震災後の変動幅」とし、平常の変動幅を上回った場合に実施する原因調査の参考とする。

12 浜岡原子力発電所の運転状況等

今期（令和4年7月～9月）の浜岡原子力発電所の運転状況等を以下に示す。

1 浜岡原子力発電所のプラント状況



1－2 積算線量

測定地点名		平常の変動幅 (mGy/90日)	
御前崎市	芹沢	0.14	～ 0.15
	西山	0.14	～ 0.15
	上比木	0.15	～ 0.16
	合戸東前	0.14	～ 0.15
	門屋石田	0.14	～ 0.15
	中尾	0.17	～ 0.17
	朝比奈原公民館	0.14	～ 0.15
牧之原市	旧地頭方中学校	0.15	～ 0.15
	菅山保育園	0.14	～ 0.15
	鬼女新田公民館	0.14	～ 0.15
掛川市	千浜小学校	0.15	～ 0.16
菊川市	東小学校	0.14	～ 0.15

2 環境試料中の放射能

2－1 大気浮遊塵の全α 放射能・全β 放射能

測定地点名	平常の変動幅		
	集塵中の全α・全β 放射能比	集塵中の全β 放射能(Bq/m ³)	集塵終了6時間後の 全β放射能(Bq/m ³)
御前崎市 白砂	～4.3	* ¹⁾ ～13	*～0.38
中町	～9.8	*～12	*～0.25
平場	～4.6	*～12	*～0.19
白羽小学校	～5.4	*～11	*～0.19
牧之原市 地頭方小学校	～4.1	*～11	*～0.29

注1) 「*」は、「検出限界未満」を示す。

別記2 平常の変動幅を逸脱した場合の原因調査等の方法

1 平常の変動幅の上限を上回った場合の対応

(1) 大気中浮遊塵の放射能（連続測定）以外

測定値が平常の変動幅の上限を上回った場合、測定実施機関は次の手順で調査を行い、その原因を特定する。ただし、評価の対象としない測定については、ウの調査のみを実施する。

ア 発電所内の情報を収集するとともに、エリアモニタリング設備等※の異常値及び発電所外への放出（管理放出を含む。）の状況を調査する。

※ エリアモニタリング設備等とは、発電所内の格納容器雰囲気モニタ、燃料交換エリア換気モニタ、モニタリングポスト等をいう。

イ アの調査の結果、発電所内に異常等が認められた場合、空間放射線量率等の監視の強化並びに環境試料の採取及び測定を拡充する。※

また、技術会は臨時会等を開催し、対応を協議する。

※ モニタリングステーションのデータ確認を頻繁に行うことやダストモニタのろ紙送り間隔を短縮することに加え、可搬型モニタリングポスト等を設置することにより、空間放射線量率等の分布及び経時的变化を把握する。また、発電所の状況や時期に応じ、適当な環境試料を選定し、採取及び測定数を増やす。

ウ アの調査の結果、発電所内に異常等が認められない場合は、次に掲げる事項の中から必要な調査を実施する。

- ① 降雨等の気象要因による自然放射性核種の変動
- ② 測定器及び関連機器の健全性
- ③ 試料の採取方法及び前処理方法の妥当性（手順違い、他の試料等の混入等）
- ④ 測定方法等の変更や測定器の更新による影響
- ⑤ 測定地点周辺の環境の変化
- ⑥ 核爆発実験等による影響
- ⑦ 非破壊検査等の放射線を利用した事業活動
- ⑧ 周辺での医療用放射線源の使用や放射性医薬品を投与された患者の接近
- ⑨ 他の原子力施設からの影響
- ⑩ 発電所に由来しない放射性物質の持込、流入、接近等
- ⑪ 測定結果の経時的变化及び他の測定や他地点（試料）の測定結果
- ⑫ 検出された核種以外の人工放射性核種の検出状況
- ⑬ その他

エ ウの調査により原因を特定できない場合は、発電所からの影響があった可能性を否定できないと考え、その当否について技術会に諮るものとする。

注12) 平常の変動幅は、御前崎市名波（平成18～20年度）及び宮木ヶ谷（平成21～22年度）、並びに、掛川市下土方の測定値から定めた。

② γ 線放出核種（海洋試料）

(上段「平常の変動幅」、下段「震災後の変動幅」¹⁾)

分類	試料名	^{60}Co	^{131}I	^{134}Cs	^{137}Cs	単位
海底土	海底土 ³⁾	*		*	*	2.7
		*		*	~	1.6
	海底土 ⁴⁾	*		*	~	1.2
		*		*	~	0.47
	しらす	*		*	~	0.071
		*		*	~	0.21
	ひらめ	*		*	~	0.13
		*		*	~	0.44
海産生物	あじ	*		0.10	~	0.68
		*		*	~	0.11
	かさご	*		0.13	~	0.18
		*		*	~	0.082
	さざえ	*		0.072	~	0.39
		*		*	~	0.072
	はまぐり	*		0.082	~	0.36
		*		*	~	0.031
	かき	*		*	~	0.070
		*		*	~	0.11
	いせえび	*		*	~	0.15
		*		*	~	0.49
	たこ	*		*	~	0.060
海水		*		*	~	0.087
	なまこ	*		*	~	0.49
		*		*	~	0.11
	わかめ	*	*	*	~	0.14
		*	*	*	~	0.045
	海水	*	*	~	4.0	
		*	*	~	4.5	
				*	~	6.1

注1) 「震災後の変動幅」は、平成23年3月12日以降に採取した試料の最大値と最小値の幅とした。

注2) *印は、「検出されず」を示す。

注3) 御前崎港の変動幅である。

注4) 御前崎港以外の採取地点の変動幅である。

11 令和4年度の平常の変動幅

1 空間放射線

1-1 線量率

測定地点名	平常の変動幅 (nGy/h)		
	10分間平均値		1時間平均値
御前崎市 白砂	36	～	88
中町	50	～	88
桜ヶ池公民館 ¹⁾	43	～	88
上ノ原	43	～	108
佐倉三区 ²⁾	36	～	86
平場	36	～	106
白羽小学校	38	～	93
牧之原市 地頭方小学校 ³⁾	39	～	92
御前崎市 旧監視センター	39	～	77
草笛 ⁴⁾	38	～	79
新神子	32	～	113
浜岡北小学校	39	～	92
掛川市 大東支所	38	～	81
菊川市 水道事務所	44	～	84
			44 ～ 83

注1) 検出器の不具合と考えられる令和2年9月1日0時10分～10月5日11時40分の値を除外した。

注2) 測定装置の不具合が生じたため平成29年12月6日7時ごろ、平成30年4月9日11時～15時ごろ及び令和元年11月19日16時30分ごろの値を除外した。

注3) 測定装置の不具合が生じたため平成30年5月24日5時～9時ごろの値を除外した。

注4) X線照射が行われた令和2年7月14日9時30分～10時30分及び8月7日14時10分～14時20分の値を除外した。また、令和元年6月に行った測定装置の修繕（検出器の取替え）により、測定値に有意な変化が生じたため、検出器の交換後から一定の割合（（最大又は最小）×（2.5/42.6））を引いた値とした。（調査結果書第182号）

浜岡原子力発電所 周辺環境放射能調査結果

第195号

調査期間：令和4年7月～9月

令和4年11月

編集・発行 静岡県環境放射能測定技術会

事務局：静岡県危機管理部原子力安全対策課

住所 静岡市葵区追手町9番6号

TEL (054) 221-2088

2 放射性廃棄物の放出管理

浜岡原子力発電所における放射性気体廃棄物および放射性液体廃棄物の放出管理状況を表1、表2に示す。

表1 放射性気体廃棄物

単位：Bq

項目	今期の放出量（令和4年7月～9月）
全希ガス	検出限界未満 ※1
よう素-131	検出限界未満 ※1
全粒子状物質	検出限界未満 ※1
トリチウム	1. 5×10^{10} ※2

表2 放射性液体廃棄物

単位：Bq

項目	今期の放出量（令和4年7月～9月）
全核種（トリチウム除く）	検出限界未満 ※1
トリチウム	6. 2×10^9 ※2

※1：検出限界は「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に定める測定下限濃度以下である。

〈放射性気体廃棄物〉

- ・全 希 ガ ス : $2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$
- ・よ う 素 - 131 : $7 \times 10^{-9} \text{Bq/cm}^3$
- ・全 粒 子 状 物 質 : $4 \times 10^{-9} \text{Bq/cm}^3$ (コバルト-60 で代表)

〈放射性液体廃棄物〉

- ・全核種(トリチウム除く) : $2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ (コバルト-60 で代表)

※2：トリチウムは体内に蓄積されにくくエネルギーも低いため人体への影響が極めて小さい。なお、3ヶ月間の放出量から年間の実効線量を評価しても、 $1 \times 10^{-4} \text{mSv}$ 以下であり、年実効線量限度¹ 1mSv の1万分の1以下となる。

参考 公衆の線量目標値²の $50 \mu \text{Sv}/\text{年}$ も下回っている。

¹ 法令に定める一般公衆の線量の基準は、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づき、原子炉施設については周辺監視区域境外の線量限度として、1年間につき実効線量 1mSv と定めている。

² 原子力委員会が定めた「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」における発電用原子炉施設が通常運転時に環境に放出する放射性物質によって施設周辺の公衆の受ける線量目標値は、実効線量で年間 $50 \mu \text{Sv}$ とされている。

(2) 大気中浮遊塵の放射能（連続測定）

集塵中の全 α ・全 β 放射能比と集塵中の全 β 放射能の両方の測定結果が同時に平常の変動幅を上回った場合、測定実施機関は(1)と同様の手順で調査を行い、その原因を特定する。このとき、集塵終了6時間後の全 β 放射能の測定結果も参考にする。

2 平常の変動幅の下限を下回った場合の対応

(1) 空間放射線量率及び排水の全計数率

測定値が平常の変動幅の下限を下回った場合、測定実施機関は次に掲げる事項の中から必要な調査を行い、その原因を特定する。

- ① 降雨等の気象要因による自然放射性核種の変動
- ② 測定器及び関連機器の健全性
- ③ 測定方法等の変更や測定器の更新による影響
- ④ 測定地点周辺の環境の変化
- ⑤ 車両等の遮蔽物の存在
- ⑥ その他

(2) (1)の測定以外

測定値が平常の変動幅の下限を下回った場合、測定実施機関は相互に妥当性を確認し、妥当性に疑いがあると認められる場合にあっては、その原因を特定する。

別記3 評価対象項目

次の測定以外の実施項目を3の評価の対象とする。

- ・ 「緊急事態が発生した場合への平常時からの備え」のみを目的としたもの。
- ・ 補足参考測定

13 浜岡原子力発電所内モニタ測定結果

浜岡原子力発電所におけるモニタリングポスト、排気口および排気筒モニタの測定結果をそれぞれ表1、表2に示す。

(放水口モニタの測定結果については、浜岡原子力発電所周辺環境放射能測定結果参照。)

表1 モニタリングポストでの線量率

単位：nGy/h

モニタリング ポスト	今期の測定結果 (令和4年7月～9月)			自然放射線による変動範囲 ^{※1}		
No. 1	35	～	65	34	～	81
No. 2	31	～	65	30	～	78
No. 3	33	～	61	32	～	83
No. 4	32	～	70	31	～	89
No. 5	34	～	62	33	～	89
No. 6	32	～	63	32	～	90
No. 7	35	～	64	35	～	98

※1：平成29年4月～令和4年3月の測定値の最小値、最大値を示す。

表2 排気口および排気筒モニタでの計数率

単位：cps

モニタ	今期の測定結果 (令和4年7月～9月)			自然放射線による変動範囲 ^{※2}		
1号機排気口	0.76	～	3.9	0.70	～	4.0
2号機排気口	0.68	～	2.1	0.68	～	3.5
3号機排気筒	2.2 ^{※3}	～	2.7	2.3	～	3.1
				2.2 ^{※3}	～	3.0 ^{※3}
4号機排気筒	2.4	～	2.9	2.4	～	3.1
5号機排気筒	4.0	～	4.7	4.0	～	5.0

※2：平成29年4月～令和4年3月の測定値の最小値、最大値を示す。ただし、1号機および2号機排気口モニタについて、運用開始以降の実績値として平成30年2月～令和4年3月の測定値の最小値、最大値を示す。

※3：令和4年9月17、18、21日に検出器の調整に伴うベース値の変動により一時的に「自然放射線による変動範囲」の下限を下回った。この事象を踏まえ、「自然放射線による変動範囲」の上下限値について、9月21日に見直した。

2-2 核種分析

① γ線放出核種 (陸上試料)

(上段「平常の変動幅」、下段「震災後の変動幅」¹⁾)

分類	試料名	⁶⁰ Co	¹³¹ I	¹³⁴ Cs	¹³⁷ Cs	単位
大気	大気中 浮遊塵	*	—	*	*	mBq/m ³
	*	* ~ 7.78		* ~ 8.21		
陸水	上 水 ³⁾⁴⁾	*	*	*	*	mBq/L
	*	*		*		
土壌	土 壤 ⁵⁾	*	/	*	1.7 ~ 8.9	Bq/kg 乾土
	*	* ~ 21.6		0.8 ~ 28.4		
農畜産物	玄 米 ⁶⁾	*	/	*	*	Bq/kg 生
	*	* ~ 0.076		* ~ 0.079		
	すいか	*		*	* ~ 0.015	
	*	* ~ 0.19		* ~ 0.190		
	キャベツ	*		*	*	
	*	* ~ 0.056		* ~ 0.065		
	白 菜	*		*	*	
	*	* ~ 0.036		* ~ 0.055		
	レタス ⁷⁾	—		—	—	
	—	—		—		
	たまねぎ	*		*	*	
	*	* ~ 0.032		* ~ 0.049		
	白ねぎ ⁸⁾	—		—	—	
	*	*		* ~ 0.012		
	かんしょ	*		*	* ~ 0.058	
	*	* ~ 0.13		0.026 ~ 0.241		
大 根 ⁹⁾	*	*	/	*	*	Bq/kg 生
	*	*		* ~ 0.021	* ~ 0.051	
みかん ¹⁰⁾	*	/	/	*	*	Bq/kg 生
	*			* ~ 0.96	0.0088 ~ 1.14	
茶 葉 ¹¹⁾	*	/	/	*	*	Bq/kg 生
	*			* ~ 44.6	* ~ 45.5	
原 乳 ¹²⁾	*	*	/	*	*	Bq/kg 生 ¹³¹ I は Bq/L
	*	* ~ 0.14		* ~ 0.43	* ~ 0.45	
雨水 ちり	降下物	*	/	*	*	Bq/m ²
	*	* ~ 617		* ~ 611		
指標 生物	松 葉	*	*	*	*	Bq/kg 生
	*	*	*	* ~ 41.1	0.029 ~ 44.3	

注1) 「震災後の変動幅」は、平成23年3月12日以降に採取した試料の最大値と最小値の幅とした。

注2) *印は、「検出されず」を示す。

注3) 平常の変動幅は、御前崎市桜ヶ池（浜岡上水道水源地）及び新神子（県営榛南水道及び大井川広域水道の混合水）の測定値から定めた。

注4) 上水の¹³¹Iは令和2年度から測定項目に追加したため、平常の変動幅を設定していない。

注5) 御前崎市新神子の土壌については、平成29年度第3四半期の試料採取時に客土されていることが判ったため、震災後の変動幅を定めるにあたり、当該測定値を除外した。

注6) 変動幅は、御前崎市下朝比奈及び牧之原市地頭方の測定値から定めた。

注7) レタスは令和3年度から測定を開始する計画であったが、欠測のため過去の測定値が無く、変動幅を設定していない。

注8) 白ねぎは令和2年度から測定を開始したため、平常の変動幅を設定していない。

注9) 平常の変動幅は、御前崎市白浜及び牧之原市堀野新田、並びに御前崎市上ノ原（平成18～21年度）の測定値から定めた。

注10) 変動幅は、御前崎市上ノ原及び牧之原市堀野新田の測定値から定めた。

注11) 平常の変動幅は、御前崎市法ノ沢、新谷及び門屋、牧之原市笠名、並びに、菊川市川上原の測定値から定めた。

(3) ストロンチウム 90

(上段「平常の変動幅」、下段「震災後の変動幅」¹⁾)

分類	試 料 名	⁹⁰ Sr	単 位
陸水	上 水 ²⁾	—	mBq/L
		0.15 ~ 0.71	
土壤	土 壤 ²⁾	—	Bq/kg 乾土
		* ³⁾ ~ 0.32	
農畜産物	玄 米	*	
		*	
	キャベツ	*	
		* ~ 0.0092	
	大 根 ⁴⁾	*	
		* ~ 0.037	
		*	
	茶 葉	*	
		* ~ 0.40	
		*	
海洋生物	原 乳 ⁵⁾	*	
		* ~ 0.022	
		*	
	し ら す	*	
		*	
	か さ ご	*	
		*	
	さ ざ え	*	
		*	
	いせえび	*	
		*	
	わ か め	*	
		*	

注 1) 「震災後の変動幅」は、平成23年3月12日以降に採取した試料の最大値と最小値の幅とした。

注 2) 上水及び土壤は、令和2年度から測定項目に追加したため、平常の変動幅を設定していない。

注 3) *印は、「検出されず」を示す。

注 4) 平常の変動幅は、御前崎市白浜及び牧之原市堀野新田、並びに御前崎市上ノ原（平成18～21年度）の測定値から定めた。

注 5) 平常の変動幅は、御前崎市名波（平成18～20年度）及び宮木ヶ谷（平成21～22年度）の測定値から定めた。

(4) トリチウム

(上段「平常の変動幅」、下段「震災後の変動幅」¹⁾)

分類	試料名	³ H	単位
大気	捕集水中水分	* ²⁾ ~ 2.0	Bq/L
		* ~ 1.4	
	大気中水分	* ~ 0.017	Bq/m ³
		* ~ 0.019	
陸水	上水 ³⁾	* ~ 0.91	Bq/L
		* ~ 0.82	
海水	海水 ⁴⁾	* ~ 0.88	
		* ~ 0.81	

注1) 「震災後の変動幅」は、平成23年3月12日以降に採取した試料の最大値と最小値の幅とした。

注2) *印は、「検出されず」を示す。

注3) 平常の変動幅は、御前崎市桜ヶ池（浜岡上水道）の測定値から定めた。

注4) 平常の変動幅は、浅根漁場、1,2号機放水口付近、取水口付近、3号機及び4号機放水口付近、並びに5号機放水口付近の測定値から定めた。

(5) プルトニウム

(上段「平常の変動幅」、下段「震災後の変動幅」¹⁾)

分類	試料名	²³⁸ Pu	²³⁹⁺²⁴⁰ Pu	単位
土壌	土壌 ²⁾	—	—	Bq/kg 乾土
		* ³⁾	*	

注1) 「震災後の変動幅」は、平成23年3月12日以降に採取した試料の最大値と最小値の幅とした。

注2) 土壌のプルトニウム分析は、令和2年度から測定項目に追加したため、平常の変動幅を設定していない。

注3) *印は、「検出されず」を示す。

3 排水の全計数率

試料名	平常の変動幅	単位
1・2号機放水口モニタ	5.4 ~ 36	cps
3号機放水口モニタ	6.2 ~ 15	
4号機放水口モニタ	6.8 ~ 12	
5号機放水口モニタ	4.8 ~ 43	

別記4 被ばく線量の推定及び評価の方法

1 外部被ばくによる実効線量

発電所寄与分の外部被ばくによる実効線量は、空間放射線量率の1時間平均値が平常の変動幅の上限を超過した事象（以下「上昇事象」という。）を対象に、以下の式により算出する。

$$\begin{aligned} & \text{発電所寄与分の外部被ばくによる実効線量 } (\mu \text{Sv}) \\ = & \Sigma (\text{上昇事象中の空間放射線量率} - \text{上昇事象前後の平均空間放射線量率}) (\mu \text{Gy/h}) \\ & \times \text{上昇事象中の経過時間 (h)} \times 0.8 (\mu \text{Sv}/\mu \text{Gy}) \end{aligned}$$

また、年間の外部被ばくによる実効線量については、発電所寄与（発電所寄与である可能性を否定できない場合を含む。）が認められた上昇事象に対して算出された外部被ばくによる実効線量を年間分合計する。

2 内部被ばくによる預託実効線量

発電所寄与分の内部被ばくによる預託実効線量は、環境試料¹⁾中の放射能の測定結果から、以下の式により算出する。

$$\begin{aligned} & \text{預託実効線量 } (\mu \text{Sv}) \\ = & \text{実効線量係数 } (\mu \text{Sv/Bq})^{2)} \times \text{年間の核種摂取量 (Bq)}^{2)} \times \text{市場希釈補正}^{2)} \times \text{調理等による減少補正}^{2)} \end{aligned}$$

また、年間の内部被ばくによる預託実効線量については、発電所寄与が認められた対象試料ごとに、内部被ばくによる預託実効線量を算出し、それらを年間分合計する。

注1) 対象試料は、大気中浮遊塵、葉菜、牛乳、魚、無脊椎動物、海藻類、米、水及び茶とし、それぞれ1種類を選定する。

ただし、採取時期等の都合上、対象試料を採取していない（できない）場合は、それらに類する適当なもので代替することができるものとする。

注2) 「平當時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」（原子力規制庁）、その他適当な資料を参照し設定する。

3 被ばく線量の年間総合評価

1及び2で算出した外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる預託実効線量を合計することにより、年間の被ばく線量を推定する。

発電所周辺住民等の被ばく線量の評価については、公衆の年線量限度である1mSvを十分に下回っていることを確認することとし、その比較対照を年50μSv^{*}とする。

* 「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（原子力委員会）において、発電用原子炉施設が通常運転時に環境に放出する放射性物質によって施設周辺の公衆の受けける線量目標値は、実効線量で年間50μSvとされている。